○国土交通省告示第六百八十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の七第一号の規定に基づき、昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千四百五十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第一号中「ハまでに」を「ニまでに」に改め、同号に次のように加える。

ニ　保守点検に必要な開口部（かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない施錠装置を設けた戸を設けるものに限る。）であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1)　出入口の床面から開口部の下端までの高さが一・八メートル以上であるもの

(2)　自動的に閉鎖する戸（当該戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置を設けたものに限る。）を設けるもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百八十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年六月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　岡山県土居地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を一級河川吉井川支流香々美川右岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県苫田郡鏡野町土居

字女山河原　一五〇一番　一号
字女山　一四九〇番二　二号
一五二八番　三号
字男山　一四七六番一　四号
一三一九番一　五号
字才の山　七五八番一　六号
七五三番二　七号
字赤峪　六三六番一　八号
六五五番一　九号
六八〇番一　十号
六八〇番三　十一号
岡山県苫田郡鏡野町円宗寺
字妙願寺　一四三三番八　十二号

二　愛知県宝地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線（標柱一号から二号については、古真立川左岸河川敷に沿って結んだ線）及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県北設楽郡豊根村三沢
字破魔弓場　二三番二　一号
一九番四　二号
二〇番四　七号
二二番二　八号
二三番三　九号
字宝　五九番の九　三号
五八番の三　四号
五七番二　五号
六〇番　六号

三　富山県柿谷地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線（標柱十一号から十二号については、氷見市道柿谷中央線、一般県道柿谷池田線及び氷見市道柿谷白山社線の道路敷に沿って結んだ線）及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県氷見市柿谷
字北　一三一番一　一号
一二五番　二号
九二番　三号
八四番一　四号
七六番二　五号
三八番　六号
一番　七号
字東　五六番一　八号
五八番二　九号
八〇番　十号
字北　三六一番一　十一号
六六〇番　十二号
一〇二番一　十三号及び十四号
一一三番一　十五号
一三二番一一　十六号

四　奈良県下渕地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を大淀町道西西部六十二号線、同十号線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡大淀町下渕
一六四一番一〇三　一号
一六四〇番六五　二号及び三号
一六四〇番五〇　四号
一六四〇番三五　五号
一六四一番一七　六号

○国土交通省告示第六百八十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十四年六月七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　長野県長崎地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を十二沢右岸河川敷に沿って結んだ線、標柱二号と三号を中谷川左岸河川敷に沿って結んだ線、標柱三号と四号を昭和五十七年建設省告示第八百四十一号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号と五号を昭和三十九年建設省告示第千百二十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号と六号を結んだ線及び標柱六号と一号を平成十五年国土交通省告示第三十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北安曇郡小谷村大字中土
字十二　六六四五番四　一号
字三百刈田　六四七八番四　二号
字川原　六八五一番二　三号
字小安　六九五七番　四号
字道上　六九九八番イ　五号
字雪ノ平　六八二一番　六号

二　長野県瀬原田柳沢地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱八号と一号を昭和三十八年農林省告示第四百六十八号、平成十九年農林水産省告示第七十三号で指定された土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県長野市篠ノ井布施五明
字柳沢　二一三六番　一号
字浦　二二一三番一　二号
字山ノ神　一六八六番四　四号
一六七三番四　五号
一五六二番　六号
一一四九番　七号
字村北　一〇七〇番二　八号
字瀬原　
長野県長野市篠ノ井有旅
字白砂　二三三四番七　三号

三　長崎県立岩地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十五年建設省告示第八百十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成二十一年国土交通省告示第千二百十一号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と七号を平成十九年国土交通省告示第千五百九十一号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県松浦市調川町
中免　字福田　九二番一　一号
字大久保　四三一番　二号
字井田代　四六九番　三号
四四四番二　四号
四九四番一　七号
五三五番一　五号
上免　字宮司　二〇番　六号

四　徳島県西傍示地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を吉野川右岸河川敷に沿って結んだ線、標柱七号と八号を昭和三十六年建設省告示第千十六号で指定した中傍示地すべり防止区域の土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と八号を昭和三十五年建設省告示第三百十四号で指定した西傍示地すべり防止区域の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県三好市池田町大利
平　一九番　一号
西峯　八〇番　二号
六五番一　三号
城間　二二番一　四号
為成　四三番七　五号
四五番二　六号
込　三四番　七号
寿丸　五四番一　八号

○海上保安庁告示第百四十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　脇野沢港第三東防波堤灯台
位　置
所在地　青森県脇野沢港（第三東防波堤外端）
北緯　四一―〇八―三一
東経　一四〇―四九―三四